

社会福祉法人幕別真幸協会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(平成30年4月1日要綱基準等第18号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幕別真幸協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員及び専門委員（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 専門委員とは、第三者委員、入居判定委員、評議員選任・解任委員及びその他委員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|----------------------------|
| (1) 理事長 | 月額 | 80,000円 |
| (2) 常務理事 | 月額 | 50,000円 |
| (3) 理事 | 1回 | 6,000円 |
| (4) 監事 | 1回 | 6,000円 |
| (5) 評議員 | 1回 | 6,000円 |
| (6) 専門委員 | 1回 | 6,000円（評議員選任・解任委員） |
| (7) 専門委員 | 1回 | 6,000円（第三者委員、入居判定委員、その他委員） |

(支給の方法)

第4条 役員等の支給の方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬は、その職に就任した月から支給するものとし、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日（取り扱い金融機関の休日を含む。）の場合は、その日前に繰り上げて支給する。
- (2) 理事長及び常務理事が任期中にその職を辞したときの報酬は、その期間が1か月未満の場合であっても全額を支給する。
- (3) 常務理事が理事長に就任したときは、理事長の月額報酬とし、差額を支給する。
- (4) 役員等（理事長及び常務理事を除く。）の報酬は、その都度支給する。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会並びに専門委員会に出席したときは、別に定める社会福祉法人幕別真幸協会職員旅費規程（平成19年要綱基準等第17号。以下「職員旅費規程」という。）に準じて車賃を支給するものとし、前条の支給日に合わせて支給するものとする。

(旅費の費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行する旅費に関しては、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。ただし、日当及び交通費の支給については、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 日当 | 6,000円（道内） |
| | 7,000円（道外） |
| (2) 交通費 | 2,000円（道内） |
| | 3,000円（道外） |

2 役員等の報酬を支給した場合は、日当及び交通費は支給しない。

(適用除外)

第7条 常勤の役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

(情報の公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人幕別真幸協会役員等の報酬支給規程（平成19年4月1日要綱基準等第26号）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人幕別真幸協会役員等の費用弁償支給規程（平成19年4月1日要綱基準等第18号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。